

2024年10月吉日

公益財団法人日本拳法会  
公認審判員 および  
新規審判登録希望者 各位

公益財団法人日本拳法会  
会長 茂野 直久  
審判団長 高 信志

## 2025年度・2026年度 公認審判員の登録について

謹啓 皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は日本拳法の発展にご尽力賜り有難うございます。

さて、2025年度は2年任期制の公認審判員の更新年にあたり、審判員の継続を希望される方および新たに審判員としての就任を希望される方は、登録手続きが必要となります。

つきましては、下記の内容をご熟読の上、**2024年12月27日（金）必着**にて、必要書類をご送付賜りますようお願い申し上げます。

謹白

### 記

#### 1. (公財)日本拳法会公認審判員の資格・条件について

- (1) 一般試合審判員については原則25歳以上の4段以上（女子については3段以上）。ただし、団長が承認した場合は3段でも認める。
- (2) 少年試合審判については原則20歳以上の2段以上。
- (3) 審判講習会を必ず受講すること。（継続審判員は1回以上、新規審判員は2回以上）
- (4) 公認審判員の任期は2年。（今回の登録は2025年2026年の2年間とする。）
- (5) 審判員は65歳定年を原則とする。ただし、団長が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (6) 昇段級審査会参加協力義務（継続審判員並びに新規審判員共に要請があれば応じること）
- (7) (一社)日本拳法競技連盟制定の日本拳法競技規則「審判員心得」を遵守すること。違反する者は即刻審判員資格喪失する。
- (8) 公認審判員の資格は(一社)日本拳法競技連盟審判団活動の下での資格である。(一社)日本拳法競技連盟の主要允許団体である、(公財)日本拳法会の活動を阻害していると認定されている団体等での活動を容認し協力されている方については登録をお断りいたします。

#### 2. 「審判登録書」の送付について

審判員の継続を希望される方および新たに審判員としての就任を希望される方は、別紙「審判登録書」に必要事項を記入のうえ、(公財)日本拳法会本部まで送付してください。

住 所：〒545-0021 大阪市阿倍野区阪南町1-18-19

宛 名：(公財)日本拳法会審判団 宛

締 切：2024年12月27日（金）必着

### 3. 2025年度 審判講習会の日程について

<第1回審判講習会>

日時：2025年2月16日（日）開始9時30分

場所：豊中武道館（ひびき）

<第2回審判講習会>

日時：2025年3月9日（日）開始9時30分

場所：豊中武道館（ひびき）

### 4. 審判講習会に関する注意事項

（1）継続審判員は1回以上、審判団役員並びに新規審判員は両日参加すること。

ただし、都合により参加できない場合は、団長にご連絡をいただいた上で補講等の代替え措置を検討します。

**※本講習会の無断欠席者や不参加者は、公認審判員として認めませんのでご承知おきください。**

（2）審判講習会参加料として、継続審判員、新規審判員共に3,000円（登録費、公認審判員証カード費）を徴収します。

（3）審判員は、審判ユニホーム着用の上、教書、競技規則、筆記用具、笛、旗をご持参ください。

※新規審判員は教書、競技規則、ネクタイ、ワッペン、旗、笛の購入が必要となりますが、既にお持ちであれば新たに購入する必要はありません。

（4）審判ユニホームは、上は審判ジャケット（黒色系統可）に白の長袖カッター（ボタンダウン不可）、下は黒のスラックスでの参加になります。尚、時節柄、防寒着をご用意頂いても結構です。

（5）ホームページ掲載の「審判基本動作動画」を閲覧する等、事前に確認作業をし、正確な宣告・表示ができる様にしてください。

その他、問い合わせ等は、山口団長補佐（090-6981-0471）までお問い合わせください。

以上